

## パティオ de マルシェ規約の履行

1. 本規約は、パティオが企画・実施するマルシェを安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。
2. 出店者は、以下に述べる各規約および主催者から提示された事項についてこれを遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合には出店の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。  
また、これにより出店者及び関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行いません。

## パティオ de マルシェの目的

主催者・市民・諸団体の協働の活動により、深谷市の魅力を発信し、深谷市の特産・名産品を市内外の方へ提供の場とする。

## 出店資格

1. 出店者は、本規約及び出店要項・搬入案内等関連書類に記載の注意事項を遵守いただける方に限ります。また、搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。
2. 出店者は主催者が定める深谷市の特産・名産品あるいは深谷市をPRできるものを提供する個人・法人・団体に限ります。また主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。
3. 現地にてテント内での調理を行う飲食物の販売は禁止とします。
4. 加工食品の販売は保健所の営業許可及び行商許可が必要となります。

## 出店申込

1. 出店者は登録制とし出店希望者が主催者の定める方法により登録の申し込みを行い、主催者より出店者として登録された旨を連絡した時点で正式な出店者となります。登録は原則として1年間有効とし、出店者から申し出がない場合は自動更新します。
2. 出店内容に変更が生じた場合には速やかに主催者に書面またはメールにて報告を行い出店の許可を得てください。
3. マルシェの出店は主催者が定める方法により出店の意思を主催者に伝え、主催者より出店許可の連絡をした時点で正式な出店受理となります。出店数やマルシェ実施内容

等により出店をお断りする場合があります。

4. 出店許可は登録された出店者のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできません。
5. 出店者は出店料として 1000円を出店当日にお支払下さい。
6. 電源は原則各自で持参下さい。電源使用を希望の場合は出店申し込み時にお知らせください。別途電源使用料 500円を受付時にお支払いいただきます。
7. 出店をキャンセルする場合には開催日前日までにご連絡下さい。  
※ 無断キャンセルの場合は出店登録を取り消す場合があります。

## 出店規則

1. 出店場所は出店受付時に主催者が定め、許可なく移動、拡幅を行うことはできません。また原則として出店者による出店場所の希望を受け付けることはできません。また、マルシェ開催中に主催者が必要と判断した場合は出店場所を移動していただく場合があります。
2. 出店中は必ず受付時にお渡したネームプレートを着用し出店票を見やすい所に掲示して下さい。また終了時には受付に返却してください。尚、これらを紛失・汚損した場合には製作実費をご負担いただく場合があります。
3. 出店中は歩行者等の通行の妨げにならないよう注意し事故の無いよう努めて下さい。
4. 警察・消防・保健所等の指示があった場合にはこれに従い、最大限の協力をしてください。
5. 緊急車両等通過時に妨害とならないよう留意し、緊急時には速やかに移動、撤去が可能なように展示物・装飾物の準備をしてください。
6. 不測の事態により主催者がマルシェの中止、中断を決定した場合にはそれに従って下さい。
7. 以下の販売は禁止です  
(ア)動物、化粧品、医薬品、偽ブランドコピー品、複製ソフト（録音、録画、複写等）、危険な刃物類  
(イ)（模造刀、ナイフ、包丁、モデルガン、危険な工具類含む）、アダルト関連（風紀を乱すもの）、有料くじ、盗品、法律で禁じられている物、その他、販売に対して主催者が不相当と判断した物。
8. 出店者は会場内にて販売した商品について、明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行してください。
9. 出店終了後は出店場所とその周囲の清掃をしてください。集めたごみは各自お持ち帰りください。会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。
10. 会場への車の乗り入れは指定時間以外禁止です。マルシェ開催中の車両規制区域内へ

の車両の進入及び移動はできません。

11. 指定場所以外での喫煙は禁止です。
12. 当方のスタッフが巡回のうえ出店内容のチェックを行い、出店基準に合致しない内容の出店者に対して出店禁止等の措置を取ることがあります。

## 個人情報の取り扱い

出店者は、パティオ de マルシェを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用して下さい。情報主体との間で紛争が生じた場合は当事者間で解決し主催者は責任を負いません。

## 損害責任

1. 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負いません。
2. 渡し忘れ・欠陥品等、出店者側の落度に起因するクレームがあった場合、主催者は購入者に出品者の氏名・連絡先を教える場合があります。
3. 出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとします。また、マルシェに参加することに伴い、マルシェ終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題について当方は一切責任を負わないものとします。
4. 主催者は、天候・災害等主催者の責に帰さないの原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

## 規約の改定

主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の改定はホームページにて告知しその時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。